

ら起算して10日以内に、建設業務有料職業紹介事業変更届出書(様式第11号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

イ 事業所新設に係る届出の添付書類(第24条第1項)

「当該変更に係る事項が建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない」

法第24条第1項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出にあつては、前項の建設業務有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る2の①のウの二から五までの書類を添付しなければならない。ただし、当該建設業務有料職業紹介事業者が建設業務有料職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、2の①のウの四に掲げる書類のうち履歴書(選任した職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。)を添付することを要しない。

ウ イ以外の届出の添付書類(第47条)

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手續その他の事項は、厚生労働省令で定める」

法第24条第1項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出にあつては、アの建設業務有料職業紹介事業変更届出書には、1の④及び2の①のウに規定する書類のうち当該変更事項に係る書類(事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る建設紹介許可証)を添付しなければならない。

エ 変更の届出により新設される事業所に係る許可証の交付方法(第24条第3項)

「建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない」

法第24条第3項の規定による許可証の交付は、当該新設に係る事業所ごとに交付するものとする。

⑥ 許可証の書換え(第25条)

「第23条第2項の規定による許可の有効期間の変更を受けたとき、又は前条第1項の規定による届出をする場合において当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない」

法第23条第2項の規定による許可の有効期間の変更を受けた者は、速やかに建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書(様式第11号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

法第24条第1項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る事項が建設紹介許可証記載事項に該当する場合にあっては、前条第1項に規定する建設業務有料職業紹介事業変更届出書のほか、建設業務有料職業紹介事業許可書書換申請書を提出しなければならない。

⑦ 事業の廃止の届出（第26条）

「建設業務有料職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない」

法第26条の規定による届出をしようとする者は、当該建設業務有料職業紹介事業を廃止した日から10日以内に、建設業務有料職業紹介事業を行うすべての事業所に係る建設紹介許可証を添えて、建設業務有料職業紹介事業廃止届出書（様式第12号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

⑧ その他

法第30条第1項の規定により読み替えて適用される職業安定法の規定に関する事項（報告徴収等）に関しては、当該規定に係る職業安定法施行規則の内容に準じた取扱いをすることとする。

※ 事業報告については、毎年4月30日までにその前年度に係る事業実績を報告させるものとし、その中には、紹介を受けた求職者（構成事業主に雇用されている者の場合に限る。）の雇用形態（常用か否か）、紹介により成立した雇用契約の内容（有期雇用が期間の定めのないものであるか否か）及び年度末における雇用の状況が含まれるものとする。

3 建設業務労働者就業機会確保事業関係

① 許可申請

ア 許可申請書の様式（第31条第2項、第47条）

「許可を受けようとする構成事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない」（第31条第2項）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」（第47条）

法第31条第2項の申請書は、建設業務労働者就業機会確保事業許可申請書（様式第13号）のとおりとする。

イ 許可申請書添付書類（第31条第3項）

「申請書には、・・・事業計画書、当該事業に係る実施計画について・・・認定があったことを証する書面その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない」

① 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為

ロ 登記事項証明書

- ハ 役員の住民票の写し及び履歴書
 - ニ 役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書
 - ホ 建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとの個人情報^{の適正管理}及び秘密の保持に関する規程
 - ヘ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - ト 建設業務労働者就業機会確保事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類
 - チ 建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとに選任された雇用管理責任者の住民票の写し及び履歴書
- ② 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
- イ 住民票の写し及び履歴書
 - ロ 申請者が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書
 - ハ ①のホ、ト及びチに掲げる書類

ウ 許可申請書に添付する事業計画書の様式（第31条第4項）

「事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとの当該事業に係る送出労働者の数、建設業務労働者の就業機会確保に関する料金の額その他建設業務労働者の就業機会確保に関する事項を記載しなければならない」

法第31条第3項の規定により添付すべき事業計画書は、建設業務労働者就業機会確保事業計画書（様式第14号）のとおりとする。

② 許可証

ア 許可証の様式（第34条第1項）

「許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の数に^{応じ}、許可証を交付しなければならない」

法第34条第1項の許可証は、建設業務労働者就業機会確保事業許可証（様式第15号。以下「確保許可証」という。）の」とおりとする。

イ 許可証の再交付の申請書の様式（第34条第3項、第47条）

「許可証の交付を受けた構成事業主は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない」（第34条第3項）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な^{手続}その他の事項は、厚生労働省令で定める」（第47条）

法第34条第3項の規定により確保許可証の再交付を受けようとする事業主は、建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書（様式第16号）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

ウ 許可証の返納（第47条）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」（第47条）

- ・ 確保許可証の交付を受けた事業主は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、一から三の場合にあっては建設業務労働者就業機会確保事業を行うすべての事業所に係る確保許可証、四の場合にあっては発見し又は回復した確保許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。
 - 一 許可が失効したとき。
 - 二 許可が取り消されたとき。
 - 三 許可の有効期間が満了したとき。
 - 四 確保許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
- ・ 確保許可証の交付を受けた事業主が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、当該事実の合った日の翌日から起算して10日以内に、建設業務労働者就業機会確保事業を行うすべての事業所に係る確保許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。
 - 一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
 - 二 法人が合併により消滅した場合、合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

③ 許可の有効期間の更新

ア 申請書の様式、手続（第36条第3項）

「許可の有効期間・・・の満了後引き続き当該許可に係る建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする送出事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない」

法第36条第3項規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の30日前までに、建設業務労働者就業機会確保事業許可有効期間更新申請書（様式第13号）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

イ 許可の更新の申請書に添付すべき書類及び事業計画書

「第31条第2項から第4項まで、・・・の規定は、第3項に規定する許可の有効期間の更新について準用する」（第36条第5項）

「申請書には、・・・事業計画書、当該事業に係る実施計画について・・・認定があったことを証する書面その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない」（第31条第3項）

法第36条第5項において準用する法第31条第3項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあっては、1の④の六並びに3のイの①のイ、ロ、二、ホ、ハ及びトに掲げる書類
- 二 申請者が個人である場合にあっては、1の④の六並びに3のイの①ホ及びトに掲げる書類

ウ 許可の更新の申請書に添付すべき事業計画書の様式（第36条第5項、第31条第4項）

「第31条第2項から第4項まで、・・・の規定は、第3項に規定する許可の有効期間の更新について準用する」（第36条第5項）

「事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとの当該事業に係る送出労働者の数、建設業務労働者の就業機会確保に関する料金その他建設業務労働者の就業機会確保に関する事項を記載しなければならない」（第31条第4項）

法第36条第5項において準用する法第31条第3項の規定により添付すべき事業計画書は、建設業務労働者就業機会確保事業計画書（様式第14号）のとおりとする。

エ 許可証の更新の方法（更新前の許可証の取扱い）（第47条）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」（第47条）

法第36条第3項の規定による許可の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する確保許可証と引替えに新たな許可証を交付することにより行うものとする。

④ 変更届

ア 届出の様式、提出日（第37条第1項、第47条）

「第31条第2項各号（※）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない」（※許可申請書記載事項）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」（第47条）

法第37条第1項の規定による届出をしようとする者は、法第31条第1項の規定による届出をしようとする者は、法第31条第2項第4号に掲げる事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して30日以内に、同号に掲げる事項以外の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書（様式第16号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

イ 事業所新設に係る届出の添付書類（第37条第1項）

「当該変更に係る事項が建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定

める書類を添付しなければならない」

法第37条第1項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書には、法人にあっては、3の①のイの①の木、ト及びチの書類を、個人にあっては、3の①のイの②のハの書類（建設業務労働者就業機会確保事業に関する資産の内容を証する書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、送出事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行っている他の事業所の雇用管理責任者を当該新設する事業所の雇用管理責任者として引き続き選任したときは、法人にあっては3の①のイの①のチに掲げる書類のうち履歴書（選任した雇用管理責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この条において同じ。）を、個人にあっては3の①のイの②のハに掲げる書類のうち履歴書を添付することを要しない。

ウ イ以外の届出の添付書類（第47条）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」

法第37条第1項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出を行う場合には、第1項の建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書には、3の①のイに規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所廃止に係る変更の届出にあっては、当該廃止した事業所に係る確保許可証）を添付しなければならない。

エ 変更の届出により新設される事業所に係る許可証の交付方法(第37条第3項)

「建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない」

法第37条第3項の規定による許可証の交付は、当該新設に係る事業所ごとに交付するものとする。

⑤ 許可証の書換え（第38条）

「第36条第2項の規定による許可の有効期間の変更を受けたとき、又は前条第1項の規定による届出をする場合において当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない」

- ・ 法第36条第2項の規定による許可の有効期間の変更を受けた者は、速やかに建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書（様式第16号）を厚生労働大臣に知恵出しなければならない。
- ・ 法第37条第1項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る事項が確保許可証の記載事項に該当する場合にあっては、同項に規定する建設業務就業機会確保事業変更届出書のほか、建設業務労働者就業機会確保事業許可

証書換申請書を提出しなければならない。

⑥ 事業の廃止の届出（第39条）

「建設業務労働者就業機会確保事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない」

法第39条の規定による届出をしようとする者は、当該建設業務労働者就業機会確保事業を行うすべての事業所に係る確保許可証を添えて、建設業務就業機会確保事業廃止届出書（様式第17号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

⑦ 建設業務労働者就業機会確保契約

ア 建設業務労働者就業機会確保契約における定めの方法等

「建設業務労働者就業機会確保契約・・・の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて送出労働者の人数を定めなければならない」（第43条）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」（第47条）

法第43条の規定による定めは、同条各号に掲げる事項の内容の組合せが一であるときは当該組合せに係る送出労働者の数を、当該組合せが二以上であるときは当該それぞれの組合せの内容及び当該組合せごとの送出労働者の数を定めることにより行わなければならない。

イ 建設業務労働者就業機会確保契約に定めるべき事項（第43条第9号）

「前各号に定めるもののほか、厚生労働省令で定める事項」

法第43条第9号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 雇用管理責任者及び受入責任者（労働者派遣事業の適性な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第41条に規定する派遣先責任者をいう。）に関する事項
- 二 建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受ける者が法律第43条第4号に掲げる送出就業をする日以外の日に同条第2号に規定する送出就業（以下「送出就業」という。）をさせることができ、又は同条第5号に掲げる送出就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨を定めをした場合における当該送出就業をさせることができる日又は延長することができる時間数
- 三 送出事業主が、受入事業主である者又は受入事業主となろうとする者との間で、これらの者が該当送出労働者に対し、診療所、給食施設等の施設であって現に当該受入事業主である者又は受入事業主となろうとする者に雇用される労働者が通常利用しているものの利用、レクリエーション等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与その他の送出労働者の福祉の増進のための便宜を供与する旨の定めをした場合における当該便宜供与の内容及び方法

⑧ その他（労働者派遣法施行規則の特例等）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」（第47条、労働者派遣法第57条）

- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下この条において「労働者派遣法施行規則」という。）第17条第2項の規定にかかわらず、送出事業主が法第44条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「読替え後の労働者派遣法」という。）第23条第1項の規定により提出すべき事業報告及び収支決算書は、それぞれ建設業務労働者就業機会確保事業報告書（様式第18号）及び建設業務労働者就業機会確保事業収支決算書（様式第19号）のとおりとし、労働者派遣法施行規則第48条の規定にかかわらず、送出事業主及び受入事業主に対する立入検査のための読替え後の労働者派遣法51条第2項に規定する証明書は、建設業務労働者就業機会確保事業立入検査証（様式第20号）とする。
 - ・ 建設業務労働者就業機会確保事業に係る受入事業主に関しては、労働者派遣法施行規則第34条第2号ただし書き及び第35条第3項の規定は適用しないものとする。
 - ・ 読替え後の労働者派遣法第32条第2項の規定による明示及び労働者の同意は、当該規定により明示し、及び労働者の同意を得なければならない事項について、次のいずれかの方法により明示し、及び労働者の同意を得ることにより行わなければならない。
 - 一 書面の交付の方法
 - 二 次のいずれかの方法によることを当該労働者が希望した場合における当該方法
 - イ ファクシミリを利用してする送信の方法
 - ロ 電子メールの送信の方法
- ※ 事業報告書については、毎事業年度経過後3月以内に当該事業年度に係る事業実績を報告させるものとし、その中には、送出労働者ごとの雇用形態（常用か否か）、送出日、毎事業年度末における雇用の状況が含まれるものとする。

4 雑則

① 権限の委任

ア 厚生労働大臣の権限の都道府県労働局長への委任

「この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる」（第46条第1項）
法に定める厚生労働大臣の権限のうち、次の各号に掲げる権限は、当該各号に定める都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行う

ことを妨げない。

- 一 法第14条第2項の規定による届出の受理に関する権限 当該認定団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長
- 二 法第16条の規定による指導及び助言に関する権限 当該認定団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長
- 三 法第17条第1項の規定による報告徴収に関する権限 当該認定団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長
- 四 法第20条第4項の規定による手数料表の変更命令に関する権限 当該建設業務有料職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長
- 五 法第26条の規定による届出の受理に関する権限 当該建設業務有料職業紹介事業を行う者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長
- 六 法第27条第2項の規定による建設業務有料職業紹介事業の全部又は一部の停止に関する権限 当該建設業務有料職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長
- 七 法第40条第2項の規定による建設業務労働者就業機会確保事業の全部又は一部の停止に関する権限 当該建設業務労働者就業機会確保事業を行う者の主たる事務所及び当該建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

② その他

- 一 法第4章の規定又は第9条第1項から第3項まで、第10条第1項及び第3項、第11条若しくは第12条の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、認定団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出するものとする。
- 二 法第5章の規定又は第13条第1項、第3項若しくは第4項、第14条第3項若しくは第4項、第15条第2項から第4項まで、第16条第1項第3項若しくは第4項、第17条第1項から第3項まで、第18条又は第19条の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、建設業務有料職業紹介事業を行う認定団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出するものとする。ただし、法第21条第1項、法第21条第3項、法第25条の規定（法第21条第1項の規定による届出に係る部分に限る。）又は第15条第3項の規定により厚生労働大臣に提出する書類（建設紹介許可証を含む。）のうち、法第18条第2項第1号及び第2号に規定する事項以外の軸夫に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。
- 三 法第六章の規定又は第20条、第21条第2項から第4項まで、第22条第1項から第3項まで、第23条第1項から第3項まで、第24条、第25条若しくは第27条第1項の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、送出事業

主の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出するものとする。ただし、法第34条第3項、法第37条第1項、法第38条（法第37条第1項の規定による届出に係る部分に限る。）又は第21条第3項の規定により厚生労働大臣に提出する書類（確保許可証を含む。）のうち、法第31条第2項第1号及び第2号に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

四 前3項に掲げる法令の規定により厚生労働大臣に提出する書類（建設紹介許可証及び確保許可証を除く。）は、正本にその写しを2通（第13条第3項、第16条第3項、第17条第3項、第20条第2項、第22条第2項並びに第23条第2項及び第3項に規定する書類については、一通）を添えて提出しなければならない。